

今回から、公的な機関が公表している各種統計資料を分析し、どのような相続対策が行われているかを紹介します。このことが今後の相続対策を考える際の参考になれば幸いです。

第一回目は、遺言に係る統計資料を紹介・分析して解説します。

1. 公正証書遺言の数の推移 (出典：日本公証人連合会発表)

	件数 (件)	増加率(%)		件数 (件)	増加率(%)		件数 (件)	増加率(%)
平成1年	40,941	—	平成11年	57,710	5.0	平成21年	77,878	1.9
平成2年	42,870	4.7	平成12年	61,255	6.1	平成22年	81,984	5.3
平成3年	44,652	4.2	平成13年	63,804	4.2	平成23年	78,754	—
平成4年	46,764	4.7	平成14年	64,007	0.3	平成24年	88,156	11.9
平成5年	47,104	0.7	平成15年	64,376	0.6	平成25年	96,020	8.9
平成6年	48,156	2.2	平成16年	66,592	3.4	平成26年	104,490	8.8
平成7年	46,301	—	平成17年	69,831	4.8	平成27年	110,778	6.0
平成8年	49,438	6.8	平成18年	72,235	3.4	平成28年	105,350	—
平成9年	52,433	6.1	平成19年	74,160	2.7	平成29年	110,191	4.6
平成10年	54,973	4.8	平成20年	76,436	3.1	平成30年	110,471	0.2
						令和元年	113,137	2.4

*秘密証書遺言の作成件数は、毎年100件程度となっています。

遺言書が相続争いの防止に役立つとの認識が高まったこともあり、遺言書の作成が重要になってきたと思われます。民法改正によって自筆証書遺言の方式緩和も行われ、法務局での保管も始まり、遺言書の作成件数は増加するものと予想されます。

2. 遺言書の検認件数等 (出典：最高裁判所事務総局総務局統計課「司法統計年報(家事編)」)

遺言書の検認件数		遺留分の放棄に係る許可件数		経営承継円滑化法による民法特例	
年分	件数	年分	件数	年分	件数
平成15年	11,364件	平成15年	1,233件	—	—
平成20年	13,632件	平成20年	988件	平成21年	7件
平成25年	16,708件	平成25年	1,154件	平成25年	11件
平成30年	17,487件	平成30年	950件	平成30年	21件
令和元年	18,625件	令和元年	911件	令和元年	62件

自筆証書遺言や秘密証書遺言の場合には、遺言者が死亡すると家庭裁判所で検認手続が必要です。検認件数も年々増加していることから、自筆証書遺言の作成件数も年々増加しているものと思われます。

一方、生前に遺留分権利者による遺留分の放棄の許可件数が少なく、せっかく遺言書を残しても、遺留分侵害額の請求が起こされ、遺言者の遺志に副う財産承継ができない場合も想定されます。

3. 信託銀行における遺言書の保管件数及び遺産整理業務の受託件数 (出典：一般社団法人信託協会・信託統計便覧)

年度末	遺言書の保管件数 (年度末現在の件数)			遺産整理 (年度中の引受件数)
	保管のみ	執行付	合計	
平成15年	9,407件	34,246件	43,653件	2,119件
平成20年	7,175件	58,437件	65,612件	2,695件
平成25年	5,824件	82,624件	88,448件	3,475件
平成30年	6,776件	132,175件	138,951件	6,271件
令和元年	7,399件	142,095件	149,494件	6,558件

遺言書の作成・支援については、信託銀行が最も力を入れて取り組んでいて、遺言書の保管件数も毎年1万件以上増加傾向にあります。金融機関は本来業務で収益を上げることが困難な環境となっていることから、多額の手数料の稼げる「遺言信託」に注力していることが読み取れます。また、生前に遺言書の作成に関わっていない場合でも、遺産整理業務(相続財産の名義変更手続)の受託にも積極的に取り組んでいるようです (文責：山本和義)